表ＣＫ21－1の項を次のように改める。

ＣＫ21－1	Ｎ35°15′11″Ｅ133°46′50″の地点、Ｎ35°13′51″Ｅ133°55′50″の地点、Ｎ35°06′12″Ｅ134°23′50″の地点、Ｎ35°04′01″Ｅ134°26′39″の地点及びＮ35°00′43″Ｅ134°13′51″の地点を順次に結ぶ線並びにＮ34°40′17″Ｅ134°00′54″の地点を中心とし、半径41.4kmで、Ｎ35°00′43″Ｅ134°13′51″の地点とＮ35°03′15″Ｅ134°00′03″の地点とを結ぶ劣弧並びに吉備ＶＯＲ（Ｎ34°45′Ｅ133°50′）の地点を中心とし、半径36kmで、Ｎ35°03′15″Ｅ134°00′03″の地点とＮ35°04′57″Ｅ133°51′52″の地点とを結ぶ劣弧並びにＮ35°04′57″Ｅ133°51′52″の地点、Ｎ35°11′23″Ｅ133°42′49″の地点及びＮ35°15′11″Ｅ133°46′50″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,050m以下のもの

表ＣＫ21－2の項中「岡山ＶＯＲ」を「Ｎ34°40′17″Ｅ134°00′54″の地点」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年二月六日から施行する。

○国土交通省告示第十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

表中部進入管制区の項１ハ中「Ｎ34°58′38″Ｅ135°47′55″の地点、Ｎ34°56′49″Ｅ135°48′57″の地点、Ｎ34°55′14″Ｅ135°55′24″の地点、Ｎ34°29′23″Ｅ136°13′40″の地点、Ｎ34°14′14″Ｅ136°29′58″の地点」を「Ｎ34°56′33″Ｅ135°47′35″の地点、Ｎ34°31′00″Ｅ136°19′05″の地点」に改め、「、Ｎ34°48′20″Ｅ135°24′13″の地点を中心とする半径40kmの円内の区域」を削り、同項１ニ中「Ｎ34°58′38″Ｅ135°47′55″」を「Ｎ34°56′33″Ｅ135°47′35″」に改め、同項１ホ中「Ｎ34°29′23″Ｅ136°13′40″」を「Ｎ34°31′00″Ｅ136°19′05″」に、「Ｎ34°17′13″Ｅ136°03′41″」を「Ｎ34°14′57″Ｅ136°06′47″」に、「半径81km」を「半径86km」に改め、同項１ヘ中「Ｎ34°17′13″Ｅ136°03′41″」を「Ｎ34°14′57″Ｅ136°06′47″」に改め、同項４イ中「２のイ及びロ並びに３のイ及びロ」を「２のイ及びロ、３のイ及びロ並びにＮ34°48′20″Ｅ135°24′13″の地点を中心とする半径86kmの円内の区域」に改め、同項４ロを同項４ハとし、同項４イの次に次のように加える。

ロ　Ｎ34°48′20″Ｅ135°24′13″の地点を中心とする半径86kmの円内の区域であって、かつ、明野ＮＤＢを中心とする半径36kmの円内の区域のうちＮ34°56′33″Ｅ135°47′35″の地点とＮ34°31′00″Ｅ136°19′05″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの

表関西進入管制区の項を次のように改める。

関西進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度2,750m以下のもの イ　吉備ＶＯＲ（Ｎ34°45′Ｅ133°50′）を中心とする半径36kmの円内の区域のうちＮ35°03′15″Ｅ134°00′05″の地点とＮ34°44′41″Ｅ133°25′47″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ロ　Ｎ34°40′17″Ｅ134°00′54″の地点を中心とする半径41kmの円内の区域のうちＮ35°03′15″Ｅ134°00′05″の地点とＮ34°59′37″Ｅ134°16′03″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ハ　Ｎ35°03′15″Ｅ134°00′05″の地点、Ｎ34°44′41″Ｅ133°25′47″の地点、Ｎ34°40′00″Ｅ133°35′00″の地点、Ｎ34°36′03″Ｅ133°33′24″の地点、Ｎ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点、Ｎ34°56′03″Ｅ133°58′24″の地点、Ｎ34°59′37″Ｅ134°16′03″の地点及びＮ35°03′15″Ｅ134°00′05″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲ（Ｎ34°26′Ｅ135°15′）を中心とする半径126kmの円内の区域のうちＮ34°56′03″Ｅ133°58′24″の地点とＮ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。） 2　次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ　Ｎ35°11′08″Ｅ135°18′58″の地点、Ｎ35°05′57″Ｅ134°49′08″の地点、Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″の地点、Ｎ34°56′33″Ｅ135°47′35″の地点、Ｎ35°05′05″Ｅ135°49′31″の地点及びＮ35°11′08″Ｅ135°18′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（中部ＶＯＲを中心とする半径90kmの円内の区域に係るものを除く。）

ロ　Ｎ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点、Ｎ34°36′03″Ｅ133°33′24″の地点、Ｎ34°09′44″Ｅ133°22′57″の地点、Ｎ33°56′47″Ｅ133°33′42″の地点、Ｎ33°27′32″Ｅ133°11′27″の地点、Ｎ33°45′32″Ｅ133°42′15″の地点、Ｎ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点及びＮ34°41′57″Ｅ133°52′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域に係るものを除く。）

ハ　Ｎ34°19′35″Ｅ133°57′12″の地点を中心とする半径54kmの円内の区域のうちＮ34°09′44″Ｅ133°22′57″の地点とＮ33°56′47″Ｅ133°33′42″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

ニ　高知ＶＯＲ（Ｎ33°33′Ｅ133°41′）を中心とする半径45kmの円内の区域のうちＮ33°56′47″Ｅ133°33′42″の地点とＮ33°27′32″Ｅ133°11′27″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの

3　Ｎ34°36′03″Ｅ133°33′24″の地点、Ｎ34°32′02″Ｅ133°20′23″の地点、Ｎ34°21′47″Ｅ133°27′38″の地点及びＮ34°36′03″Ｅ133°33′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え3,650m以下のもの

4　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの

イ　Ｎ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点、Ｎ33°45′32″Ｅ133°42′15″の地点、Ｎ33°27′32″Ｅ133°11′27″の地点、Ｎ32°54′59″Ｅ133°14′40″の地点、Ｎ33°09′32″Ｅ134°12′23″の地点、Ｎ33°25′35″Ｅ134°21′55″の地点、Ｎ33°34′46″Ｅ134°38′38″の地点、Ｎ33°35′45″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°37′14″Ｅ134°14′22″の地点及びＮ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域のうちＮ34°07′20″Ｅ133°53′27″の地点とＮ33°37′14″Ｅ134°14′22″の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。）

ロ　高知ＶＯＲを中心とする半径63kmの円内の区域のうちＮ33°25′35″Ｅ134°21′55″の地点とＮ33°09′32″Ｅ134°12′23″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの

5　Ｎ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°35′45″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ33°34′46″Ｅ134°38′38″の地点、Ｎ33°36′07″Ｅ134°40′43″の地点及びＮ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの

6　Ｎ34°56′33″Ｅ135°47′35″の地点、Ｎ34°49′19″Ｅ135°09′38″の地点、Ｎ34°33′51″Ｅ135°28′30″の地点、Ｎ34°39′14″Ｅ136°05′25″の地点、Ｎ34°40′19″Ｅ136°07′39″の地点及びＮ34°56′33″Ｅ135°47′35″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で4,900m以下のもの

7　次に掲げる区域の直上空域で高度5,500m以下のもの

イ　Ｎ34°40′19″Ｅ136°07′39″の地点、Ｎ34°39′14″Ｅ136°05′25″の地点、Ｎ34°33′51″Ｅ135°28′30″の地点、Ｎ33°53′10″Ｅ135°16′14″の地点、Ｎ34°09′13″Ｅ135°52′46″の地点、Ｎ34°14′57″Ｅ136°06′47″の地点、Ｎ34°31′00″Ｅ136°19′05″の地点及びＮ34°40′19″Ｅ136°07′39″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（明野ＮＤＢを中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。）

ロ　Ｎ34°48′20″Ｅ135°24′13″の地点を中心とする半径86kmの円内の区域のうちＮ34°31′00″Ｅ136°19′05″の地点とＮ34°14′57″Ｅ136°06′47″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（明野ＮＤＢを中心とする半径36kmの円内の区域に係るものを除く。）

ハ　Ｎ34°22′32″Ｅ134°25′24″の地点、Ｎ34°17′01″Ｅ133°57′30″の地点、Ｎ34°14′38″Ｅ133°51′29″の地点、Ｎ33°37′14″Ｅ134°14′22″の地点、Ｎ33°37′02″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ34°11′36″Ｅ134°19′00″の地点、Ｎ34°13′00″Ｅ134°19′32″の地点、Ｎ34°13′00″Ｅ134°28′35″の地点及びＮ34°22′32″Ｅ134°25′24″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（徳島ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ34°08′Ｅ134°37′）を中心とする半径27kmの円内の区域のうちＮ34°13′00″Ｅ134°19′32″の地点とＮ34°11′36″Ｅ134°19′00″の地点を結ぶ直線の西側にあるものを除く。）